

# 特定非営利活動法人親子の未来を支える会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1 条 この法人は、特定非営利活動法人親子の未来を支える会という。

(事務所)

第2 条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市美浜区ひび野2丁目3アパホテル&リゾート東京ベイ幕張47階に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一般市民及び障がいに関わるあらゆる家族に対して、胎児診断や障がい者に関する十分かつ適切な情報提供・収集をし、すべての人が安心して豊かな社会生活ができるような社会作りを目指し、もって公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4 条 この法人は、第3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5 条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 胎児診断・障がいに関する情報提供・情報収集事業
- (2) 障がいに関するサポート事業
- (3) 胎児医療・障がい者医療に関するサポート事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人・団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した議決権を有しない個人及び法人・団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人・団体が消滅した。
- (3) 繼続して、1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。(退会)
- (5)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 (削除)

#### 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選若しくは理事会の議決をもって選定とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者若しくは 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第 20 条各号及び法第 47 条第 1 項各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。(2)この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうちその定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任及び失職)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定にかかわらず、役員が、法第20条各号及び法第47条第1項各号のいずれかに、該当する事態にいたった場合、失職する。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 会員における入会金及び会費の額

(5) 役員の選任又は解任、職務、報酬及び費用弁償

(6) 清算人の選任

(7) 解散における残余財産の帰属

(8) その他、理事会が総会に付すべき事項として決議した事項

2 総会は、以下の事項について報告を受ける。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) その他、理事会が総会に付すべき事項として決議した事項

(開催)

第23 条 通常総会は、毎年1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15 条第5 項第4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(4) 法第14 条の3 第1 項の規定により理事から招集があったとき。

(招集)

第24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。なお、議長選出までの仮議長は、理事がその任にあたる。

(定足数)

第26 条 総会は、正会員総数の2 分の1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27 条 総会における議決事項は、第24 条第3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1以上の同意により議題とすることができます。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第28 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につい

て書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2 項の規定に関わらず、会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び会員総数(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6 章 理事会

#### (構成)

第30 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べる事ができる。

3 理事会が必要と認める者は、理事会に出席し意見を述べる事ができる

#### (権能)

第31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15 条第5 項第5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第2 号及び第3 号の規定による請求があったときは、その日から遅滞なく理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときば会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35 条 理事会における議決事項は、第33 条第3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、理事会に出席した理事の 2 名以上の同意により議題とすることができます。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第1 項第2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2 項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の議決があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の議決があったものとみなされた日及び理事全員の氏名
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

## 第7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。設立の時の財産目録に記載された資産

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41 条 この法人の会計は、法第27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

会計の区分)

第42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て総会に報告しなければならない。

第44 条 (削除)

第45 条 (削除)

(事業報告及び決算)

第46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47 条 この法人の事業年度は、毎年4 月1 日に始まり翌年3 月31 日に終わる。

第48 条 (削除)

## 第8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49 条 この法人が法第25 条第3 項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4 分の3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認正を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)

(10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 51 条 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9 章 公告の方法

### (公告の方法)

第54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

## 第10 章 事務局

### (事務局の設置等)

第55 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

3 事務局長及びその他の職員の任免は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11 章 雜則

### (細則)

第56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 林 伸彦

副理事長 平山 真悟

理事 北村 千章

同 水戸川真由美

同 中村 典子

同 生水 真紀夫

同 石田 兼司朗

同 佐野 仁啓

監事 山田 邦明

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成28年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金 個人 2,000 円 団体 20,000 円

会 費 個人 3,000 円(1年間分) 団体 30,000 円(1年間分)

(2) 賛助会員

入会金 個人 2,000 円 団体 5,000 円

会 費 個人 3,000 円(1年間分) 団体 5,000 円(1年間分)

附 則

この定款は、平成29年2月16日から施行する。

附 則2

この定款は、令和3年9月6日から施行する。